

THINK

CODE OF INTEGRITY

皆様へ、
高潔さはSGSの真髄であります。組織としても、また、個人としても、成功をおさめる鍵となるのが、顧客やステークホルダー達から寄せられる信頼であります。

SGSは、業界のリーダーとして、専門家に徹した最高水準の行動規範をみずから実践してきました。この行動規範は、会社全体で、さらには、様々な事業やグループ会社のすべてで共有されているSGSの価値観を表しています。

SGSは、当社の目標を達成するために、リーダーシップを発揮して、誠実に業務に取り組む熱意のある人材を集め、確保したいと考えています。私達は、お互いに対しても、また、顧客に対しても、高潔さの原則を守るべき責任を負っていることを認識しています。

私達は、SGSのブランドと評判を守るべき立場の人として、SGSが表明している価値観を擁護するために努力し続けます。誠実にかつ透明性を保ちながら業務を遂行することでこの目標を達成し、この目標を達成するために自由に意見や情報を交換し、助言を求め、報復を恐れることなく懸念を表明することのできる開放的な文化を奨励しています。

このような文化を育むことによって、事業を運営するために選択した市場においては顧客の利益に資するサービスを提供し、従業員にはチャンスをもたらし、さらに株主には持続可能な収益を生み出すことが、私達に可能になります。



Calvin Grieder
Chairman of the Board



Frankie Ng
Chief Executive Officer

SGSは、世界最大手の検査、検証、試験、及び認証機関である。売買の両当事者が共に、誠実で透明性のある独立した第三者に依頼して穀物貨物を検査しなければならなかったため、1878年に設立された。今日、SGSは発展を遂げて、新たな専門分野に参入し、貿易業者、生産者、消費者、そして政府機関が様に信頼を置くことのできる、独立した専門的な第三者機関の役割を果たし続けている。

SGSの成功の拠り所となっているのは、顧客や従業員、株主、さらには、SGSが事業を営む地元の自治体から日々獲得している信頼である。

このような信頼を獲得できたのは、幾世代にもわたってSGSの従業員が積み重ねてきた、たゆまぬ努力の結果であり、SGSは、この行動規範を効果的に実践して信頼を維持することに重点的に取り組んでいる。

SGS行動規範の適用

この行動規範は、SGSおよびそのグループ会社の全従業員、役員、そして取締役者に適用される。この行動規範の中で、SGSの従業員には直接的に関連のない項目についても、外注業者やコンサルタント、フリーランサー、合併事業のパートナー、代理人、下請業者などSGSに代わって、またはSGSを代表して職務を果たす者は必ずそれらを遵守しなければならない。

行動規範を理解する

SGSの従業員は、自身の責任でこの行動規範を読んで理解し、それらの原則を遵守する。定期的にSGSの行動規範研修に参加することが従業員に義務づけられている。管理職の立場にある従業員はさらに、自分以外の従業員に、適切に研修に参加して行動規範を十分に理解したことを報告させ、それらを遵守できるようにしなければならない。

指針を求める

SGSは、高潔性と専門家としての倫理性に関して、オープンに話し合いのできる文化を培っている。従業員が行動規範を理解し、何か倫理上のジレンマに遭遇した場合には、正しい決定を下すことができるように、指針を示し、支援を提供できる用意がある。

違反報告には報復しない

行動規範への違反が懸念されたり、疑われたりする状況に遭遇した場合は、それらについてはっきりと申し立て、報告することが従業員に、奨励されている。SGSはどのような形であろうとも、行動規範への違反を報告した者が報復や、不利な扱いを受けないことを保証する。良心に従って違反を報告した従業員に報復を行った場合は、懲戒処分を受ける。

高潔さを重要視する文化

高潔さに関するSGSの原則

- 信用 : 信用は私達にとって唯一かつ最高に価値ある資産であり、当社のブランドや評判の基礎を成す。顧客は、高潔であるが故にSGSを信用するのであるから、私達は日々そのような信用を培い、守っていかなければならない。信用はたちまち危うくなる。
- 誠実さと透明性 : いついかなる場合であっても、私達は、自分自身に対して、顧客に対して、そして同僚に対して信用できる存在でなければならない。嘘や欺瞞、不誠実を正当化できるものは存在しない。
- 説明責任 : 私達が行為を為しても為さなくても、それぞれの結果がもたらされる。自分で選択した行為・怠慢の結果は自分で受け入れ、他者を責めることはしない。
- 原則 : 私達は信念に基づいて、倫理的かつ公正正大に行動し、他者を敬う。決定を下すに際しては、独断専行的に選択したり、個人の好みに従ったりするのではなく、善行の原則および基準を尊重し、その導くところに従う。

自分が行なおうとしている行動について自問自答してみる

- a) その行動は法律や道徳に反しているかもしれないと、自分は疑っていないか。
- b) その行動が新聞に報道されたり、この件について家族や友人に話をしたら、どんな風に思われるだろうか。
- c) その行動には、嘘や虚偽がないだろうか。
- d) その行動は、ほかの人の安全や健康を危険にさらすことがないだろうか。
- e) その行動は、SGSやその評判を脅かすことはないだろうか。
- f) その行動は、合法的な事業目的に基づいているだろうか。
- g) 自分が行なおうとしている行動について上記の基準に照らして自問し、疑問に感じた場合は助言を求めるなど、決定する前に再検討するべきである。

違反は容赦しない

どんな些細なことであろうとも、この行動規範に違反することは、SGSの評判とブランドを傷つけるため、違反が容赦されることはない。この行動規範に違反した場合は、懲戒処分が課されることになり、深刻な違反者は解雇や刑事訴追の対象となる。

指針の提示要求、または、懸念の表明

SGSの行動規範の解釈や、特定の状況に対するその適用について疑問がある場合、従業員は上司や管理者、人事部、またはSGSの法務部に相談すべきである。ネットからも、SGSの法務担当者の詳しい連絡先を探すことができる。また、この行動規範に関連する事項については、内部監査員に相談することもできる。もし、直属の管理者に懸念を申し立てることが困難な場合はいつでも、SGSの役員でコンプライアンスの最高責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサーに連絡を取ることができる。この行動規範への違反に気付いたり、違反が疑われたりする状況に遭遇した従業員は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告することが推奨される。現役または元SGS従業員、顧客や供給業者、あるいは、第三者が、この行動規範への違反に関連してジュネーブのチーフ・コンプライアンス・オフィサーまたはインテグリティ・ヘルプライン(ジュネーブ)に報告を行うことができる。

- Post:SGS SA/to the Attention of the SGS Chief Compliance Officer/1place des Alpes, P.O.Box2152, CH-1211Geneva1
- 電子メールでの連絡先:
- integrityhelpline.sgs.com
- Tel+41(0)227399100 Fax+41(0)227399881(業務時間中対応)

ファックス:
+41(0)227399881(ジュネーブの就業時間内)

SGS Integrity Helpline:
Tel+1 800 461-9330(フリーダイヤル/毎日24時間対応)

SGSインテグリティ・ヘルプラインは、法令遵守および倫理に関連する問題を専門とする、独立した業者によって運営されている。ほとんどの母国語に対応しており、母国語でオペレータとやり取りすることができる。このヘルプラインでの会話は機密情報として取り扱われて、SGSチーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告される。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、必要に応じ匿名扱いとし、通報者を保護する。

SGSチーフ・コンプライアンス・オフィサー、人事部長、内部監査員、または社内の弁護士がこの行動規範に関連する報告を受けた場合、その情報の機密は確実に守られ、その情報は当該案件への対応や処理だけを目的とした使用に限られる。通報者は、自分の氏名および連絡先を提供するよう奨励されているが、匿名でも構わない。この場合、匿名のまま通報者がフィードバックを受けることができるよう、通信手段を指定することができる。SGSチーフ・コンプライアンス・オフィサーが疑念を感じる事例については公正な調査を実施し、苦情を申し立てたり、報告を行ったりした人物へ調査の結果をフィードバックする。

誠実なサービスの提供

SGSのサービスはすべて、承認された基準、業務手段、および方針に従い、プロに徹して、誠実に遂行しなければならない。SGSは、自身の判断の独立性を維持し、所見の改ざんや、あるいは、検査、認証、監査、または試験の結果の改編を求める圧力や誘導に屈することはない。所見はすべて適切に文書化し、不実記載や誤解を招くような報告書・認証を発行してはならない。

所見および結果はすべて正確に文書化し、不当に変更してはならない。SGSが発表した所見や意見は、真正かつ正確な業務ファイルを用いて論拠の裏付けを行い、活動報告書は、関連するSGSグループの方針に従って維持する。

誠実な財務記録

SGSの財務記録には、真正かつ公正で、時宜を得た正確な情報が記載されていなければならない。取引のすべてを適切かつ正確に記録する。記帳事項は、善意の当事者によって発行された適切な文書によって裏付けられていなければならない。適用される法律とSGSグループの方針とに従って、すべての記録を保管しなければならない。

利益相反の禁止

利益相反する行為または利益相反が見込まれる行為は避けなければならない。SGSの従業員は、自身の個人的な利益、あるいは、自分に近い関係にある人物や友人の個人的な利益が、SGSの利益と相反する可能性があることに気付いた場合、できるだけ早急に、直属のマネージャー(またはSGSチーフ・コンプライアンス・オフィサー)にその旨を説明するよう求められている。

利益相反は、従業員が個人的な利益と、自身の判断や客観性、独立性、もしくは、SGSへの忠誠心とが対立する場合に生じる。この利益相反の定義は、SGSの従業員の近い関係にある人物や友人が、SGSと対立する活動や利益に関わっている場合にも適用される。利益相反は様々な状況で発生する。従業員は、疑問点がある場合は、指針を示すよう求めるべきである。潜在的な利益相反のすべてについて、従業員は、それらに気付いた場合はただちに、書面をもって自身のマネージャーにその旨を説明し、そのような影響がある限りは、意志決定のプロセスに関与しないようにしなければならない。

近い関係にある人物:定義

近い関係にある人物とは、配偶者・伴侶、子供、孫、親・祖父母、実の兄弟姉妹、義理の兄弟姉妹、義理の息子・娘、ならびに、従業員と同一の生計を営む者などである。SGSのグループ会社は、地元の習慣を考慮してこのリストを拡大し、その他の近い関係にある人物まで含めた、ローカルの方針を打ち出すことができる。

事前承認の義務化

SGSの従業員が直面する可能性のある利益相反の中には、SGSによる事前承認を求め、適切な許可を受けることによって解決できるものもある。

SGS以外の企業の重役に就任すること

SGS以外の企業の取締役となる、専門職協会・同業者組合の理事になる、あるいは、地方自治体や国の政府から官職に任用されるなどの場合には、SGSチーフ・コンプライアンス・オフィサーから予め承認を得ることが必要である(業務評議会のメンバーについては、専門家行動委員会からあらかじめ承認を受けなければならない)。

SGS以外の企業で職務に就くこと

SGS以外の企業で副業を得るとかまたは従業員になる場合には、書面をもってあらかじめ、その系列企業の代表取締役と地域の人事部長の承認を得ることが必要である。しかし、(I)SGS従業員が、SGSでの業務においてサービスを遂行している顧客のために個人的に働くこと。(II) SGSのライバル企業で職務に就くこと。あるいは、(III)SGSに物品を納品している企業で就労することは認められない。

禁止行為

SGS従業員に禁止されている利益相反の状況がいくつかある。それらには以下などが含まれる:

個人的取引の禁止

- あらゆる形式での、SGSの顧客もしくは見込み顧客への、専門業務・コンサルタント業務の個人的な提供またはそのような業務への参加
- SGSと競合するか、あるいは、SGSのライバル企業で職務への就労
- SGSでの地位を悪用し、あるし、は、SGSの情報を利用することによる、個人的な利益の取得または近い関係にある人物の個人的な利益の取得

供給業者、ライバル企業、および顧客への個人的な投資の禁止

- SGS従業員または近い関係にある人物が、直接的・間接的に多数の株式を取得しているか、または財務上関係のあるSGSの供給業者や下請業者の業務に故意に関与することは認められない。ただし、(I)潜在的な利益相反について、直属のマネージャーに包み隠さず説明してきた場合、ならびに、(II)利益相反によって影響を受ける従業員は調達プロセスに直接参加していない場合は、この限りでない。
- SGSの供給業者、ライバル企業、および顧客に個人的に投資することは認められない。ただし、公の証券取引所で株式を取得する方法については、この限りでない。

会社の責産・資源の利用

会社の資産・資金の保護

SGS従業員は、自身が管理する会社の資産と資金を適切に保護し、利用する義務を負っている・SGSの資産もしくは資金を、私的な利益のために用いたり、あるいは、外部の関係者の業務を遂行するのに利用したりすることは禁じる。

IT資源の利用

会社のコンピュータやネットワークシステム、そして電子通信ツール等は、SGSの方針に従って専門的な目的のために使用されなければならない。メール、インターネット、その他の電子通信については、悪用されていることが疑われる場合には、(該当するプライバシー保護法令の下で認められる場合に) SGSによって監視および監査が実施される場合がある。

物品の調達

供給業者からの物品の調達や下請業者の選定を担当するSGS従業員は、供給業者の質および評判に相応の敬意を払いながら、関連する当社サービスに対する最高評価を総合的に保守することだけを目的に、自身の業務を遂行しなければならない。それが妥当な場合には、供給業者や下請業者の選定の前に、それらと競合する業者からも見積を求めなければならない。SGSは個人的な好みに基づいて供給業者と契約を結ぶことはない。供給業者かまたはSGSへのサービスの提供を希望する人物から、何らかの形式で個人的な便益の供与を要求することは厳重に禁じられている。

贈収賄の禁止

贈収賄の禁止

SGSは、いかなる形式であろうとも、また事業を展開するどのような国々であろうとも、贈収賄には一切関与しない。SGSの従業員もSGSの代理でサービスを提供する者も、直接的であるか間接的であるかには関わりなく、それらの決定に影響を与える目的で、政府職員に金銭を支払ったり、贈答品を提供したり、接待を行ったり、あるいは、SGSへの不適切な便益をはかるよう政府職員をそそのかしたりしてはならない。これは民間団体の役員や職員に対しても同じである。SGSの従業員は、賄賂の要求を受けた場合は速やかに、直属のマネージャーやSGSチーフ・コンプライアンス・オフィサーにその言を報告しなければならない。

不適切な金銭供与の業止

SGSは、自社の事業を確保する目的で、何らかの不適切なインセンティブを支払ったり、提供したりすることはない。

仲介およびコンサルタント

SGSは、賄賂、不正なコミッションまたはキックバックを第三者に代わって提供する業務には関わらない。SGSは、汚職その他の不正な取引の慣行に関わっていると疑われる仲介者、代理人、コンサルタント、パートナー、合併事業のパートナー、または委託業者等のサービスを利用することはない。その業務の適切性、ならびに、提供するサービスに相応した報酬であるか否かを査定するために、適正な評価手続き(デューディリジェンス)を実施している場合でない限り、仲介業務にも販売代理業務にも一切携わることはできない。仲介業者を採用する必要がある場合には、SGSの業務評議会のメンバーがそのような必要性を支持し、専門家行動委員会が認可しなければならない。仲介業者にこの行動規範のコピーを提供し、そのような業者の署名を持ってこの規範を受け取ったことを認めさせ、さらに、SGSとの関係におけるあらゆる側面でのこの原則に照らして業務を遂行することにも同意させなければならない。採用した仲介業者を管理するSGSの従業員は、そのような業者による規範の遵守状況を定期的に監視する責任を負う。

円滑化のための支払い

円滑化のための支払いとは、SGSが合法的にそのサービスの提供を受ける権利のある、一般公務員による所定の措置の遂行を迅速化させるために、適度な金銭を支払うことである。円滑化のための支払いを公務員から要求された場合には断固として拒否しなければならないが、そのような拒否によって従業員が不利益を被ったり、SGSの事業に重大なリスクが及んだりする可能性のある場合に限り、そのような支払は容認される。

報告および説明責任

円滑化のための支払いを受け入れざるをえない稀な状況においては、そのような金銭を供与したかまたは供与が認められた従業員は、円滑化のための支払いが回避できなかった理由、支払った金額、ならびに、支払実施日および受領者を記載した報告書を作成しなければならない。円滑化のための支払いは、監査を受けることが可能な方法で計上されなければならない。現地の慣行や法今次第で異なるが、SGSの系列企業は、より詳細で拘束力の強い規則を実施したり、あるいは、そのような円滑化の支払を従業員に禁止したりすることができる。

賄賂支払拒否に対する報復の禁止

SGSの従業員は、賄賂の支払を拒否したとか、贈収賄の慣行への関与を拒否したとか、あるいは、円滑化の支払いを拒否したことによって懲戒処分を受けることは一切ない。

政治献金・慈善のための寄付

政治献金・宗教団体への寄付の禁止

SGSは、事業を営むどの国においても、政治的にはあくまで中立である。いずれの国においても、何等かの政治団体、代議士、または議員候補者に資金や資源を寄付することはない。SGSは、いかなる宗教団体も支援しない。

慈善のための寄付

慈善団体に寄付する場合、あるいは、(天災後の緊急時救援活動の支援、あるいは、教育、ヘルスケア、調査研究、もしくは類似する非営利事業への資金提供も含めた)事業を営む地域社会の非営利事業にSGSが直接投資する場合には、あらかじめ書面をもって、当該地域を担当するSGSチーフ・コンプライアンス・オフィサーの承認を受けなければならない。万スイスフランを超す慈善のための寄付を行う場合は、あらかじめ書面をもってSGSの専門家行動委員会から承認を受ける必要がある。政府職員や第三者に影響を与えて、不適切な便宜の供与を受けることを意図しているか、そのように見受けられる場合、いかなる形式であれ、慈善のための寄付行為は承認されない。

贈答品および接待

一般原則

事業上の決定に不適切な影響を与えるか、あるいは、そのような影響を与えるような状況を発生させるのであれば、贈答品、歓待、または接待等を提供したり、受け取ったりしてはならない。贈答品、歓待・接待等は一般に、通常の事業に関連する以上のものであってはならない。いかなる形式であろうとも、SGSの評判を傷つける可能性のある接待の実施は回避しなければならない。SGS従業員に期待される行動基準を以下の規則で明らかにする。SGSグループ会社は、各国の状況を考慮しながら、自社の従業員に対して、より詳細で拘束力の強い方針を導入してもよい。

SGS従業員による贈答品の授受の禁止

SGS従業員は以下を受領してはならない:

- 供給業者または顧客から提供された現金、心付け、融資、または現金と同等の贈答品
- それらがSGSの遂行するサービスに関連して供与された場合の個人的な贈答品、景品、歓待、または接待
- 調達の決定または供給業者の選定に関する従業員は、供給業者や見込供給業者が提供する個人的な贈答品を受け取ってはならない。報告を行い、手続きを踏んで許可を得ていることを条件に、供給業者が後援する見本市やそれに類する業界のイベントへの参加などの一般的な接待や歓待を受けることは認められる。

報告の実施および許可手続きの履行

従業員は、100スイスフランを超える金額の贈答品を受け取るに先立ち、SGSグループ会社の取締役役にその言を報告して、事前承認を求めよう義務づけられている。500スイスフランを超える金額の贈答品の場合は、SGSチーフ・コンプライアンス・オフィサーから承認を受けなければならない。相手の気分を害することなく贈与された物品を辞退または返還することが不可能であれば、たとえば慈善団体に寄付するなど、適切な処分方法を選択するべきである。

SGSによる事業関係先への贈答品の供与

SGSが顧客または事業の関係先に個人的な贈答品を供与する場合、100スイスフランを超える金額の贈答品については、SGSグループ会社の取締役役から、さらに、500スイスフラン以上の贈答品についてはSGSチーフ・コンプライアンス・オフィサーから事前承認を受けなければならない。

SGSが後援するイベントに出席するか、あるいは、SGSの事業所を訪問する政府職員や事業パートナーの旅費および宿泊代を提供する場合は、業務評議会メンバーの中の2人(原則としては1人が最高業務責任者(COO)でもう1人は執行副社長(EVP))から事前承認を得る必要がある。

そのような旅費および宿泊代に係る経費が1万スイスフランを超える場合は、SGSチーフ・コンプライアンス・オフィサーから承認を受けなければならない。

公正な競争

SGSは、競合可能で公正な市場慣行を用いて事業を展開している。当社は、事業を営む市場に偏ったまたは不適切な影響を与えることについて了承したり合意に至ったりすることは決してない。特にSGSは、価格設定、契約条件、市場の棲み分け、地域または顧客の分割について協議することはない。競争入札の手順についてライバル企業と協議することは決してない。SGSは、紛らわしいまたは誤解を招くような方法で自社のサービスや専門知識を販売することはない。さらに、ライバル企業を中傷したり、ライバル企業について虚偽の主張を行ったりもしない。SGSは、違法または非倫理的な手段を用いて、ライバル企業に関する機密情報を得ることはしない。市場競争に関連する法令は複雑で、司法管轄権が異なれば法令も異なる。したがって、SGSの法務担当者に助言を求めなければならない。

従業員との関係

差別の禁止

SGSの従業員はすべて、それらの業務に関連する技能、資格、行動、および実績に基づいて個別に処遇され評価されなければならない。SGSは、民族、皮膚の色、性別、宗教、政治信条、労働組合員であるか否か、国籍、性的指向、出生、年齢、または障害の有無とは関わりなく、雇用関係のあらゆる側面において機会均等の原則に置いている。これらの基準に基づいて差別することは容認されない。

いじめおよびセクシャルハラスメント

いかなる形式であれ、虐待、嫌がらせ、およびいじめはすべて禁じる。歓迎されない性的な誘いかけ、性交の強要、または不適切な身体的接触は容認されない。どの従業員も、同僚の従業員に敬意を払うことが求められている。従業員は常に、部下、同僚、上司にとって、信頼を寄せ、尊敬するに足る人でなければならない。これは、SGSの顧客、供給業者、それらの従業員および経営者にとっても同様である。

児童労働・強制労働の禁止

SGSは、義務教育修了年齢に満たない、または、いかなる場合であろうとも16歳未満の児童は雇用しない。16歳から18歳までの若年労働者を雇用した場合は、それらの健康、福祉、安全、または教育に障害を来す可能性のある業務には就かせない。SGSは、いかなる形式であろうとも、奴隷労働、児童の売買または不正取引、債務労働・農奴、強制労働には関わらない。SGSは、いかなる状況下においても、強制労働者、債務労働者、または囚人労働者を採用することはない。

結社の自由

SGSは、従業員が組合を結成して参加する権利および団体交渉を実施する権利を有していることを承知している。法律に基づいて自由な団結権または団体交渉権が制限される状況にある場合、SGSは、単独で自由に組合を結成する権利および団体交渉を実施する権利の両方の実現を促す。従業員代表は、それらの任務を果たすために必要な時間を確保し、施設を利用する権利を有している。

供給業者および下請業者による法令の遵守

SGSは、強制労働者または児童労働者を使用する供給業者や下請業者は採用しない。さらに、供給業者および下請業者にこの要求事項を確実に遵守させるために、合理的な適性評価手続き(デューディリジェンス)を用いると共に、それらの遵守状況を監視する。

環境・安全・衛生

環境

SGSは、天然資源の効率的な使用を促し、汚染を低下させ、予防して、有害物質および温室効果ガスの排出を最小限に抑えることによって、自社の活動が環境に及ぼす影響を軽減するための努力を怠らない。

安全衛生

労災や職業病を予防するための適切な手段を講じながら、安全な労働環境、条件、および設備を従業員に提供しなければならない。SGSの従業員は、SGSの方針または該当する法令に規定されているように、労働災害や汚染の発生を報告し、記録することが望ましい。労災や汚染の発生を報告したことによって従業員に懲戒処分が科されるようなことは一切ない。

機密保持

SGSは、業務の遂行中に顧客や第三者から委ねられた機密情報を保護し、偶発的に開示されることがないように適切な手段を講じる。SGSは、従業員に関する個人データのプライバシーと機密性に配慮する。従業員、顧客、およびビジネスパートナーの個人データは、事業の効果的運営のため、または法律の規定を遵守するために必要最低限に取得し、維持する。いずれの従業員も、合法的な事業上の目的のためでない限り、個人データや機密データへのアクセス権を求めてはならない。従業員は、SGSの企業情報および同僚の個人データの機密性を保持し、SGSの財政実績、投資、戦略計画、または顧客に関する機密情報を開示したり、それらについて話をしたりしてはならない。この機密保護義務は、雇用関係終了後も継続される。

知的財産の保護

SGSは、自身の知的財産を保護すると共に、他者の知的財産にも配慮する。SGSは、イノベーションを目指す従業員の業務や能力を通じて、価値あるアイデア、サービス、ビジネスプロセス、そして戦略を生み出している。このような知的財産は、競争優位を実現する際に中心的な役割を果たすので、流布されたり誤用されたりしないように保護しなければならない。SGSの知的財産は、工程、設計、手法、運営手順、営業およびマーケティング戦略、顧客の情報、価格決定・費用決定モデルなどの、多くの形式を取ることができる。従業員は、意図した目的を除き、この知的財産を開示したり、コピーしたり、使用したりしてはならない。従業員は、顧客の知的財産の開示を受けた場合には、SGSの知的財産に対するものと同程度の注意を払わなければならない。SGSが第三者の知的財産権を故意に侵害することはない。許可を得ていないソフトウェアの使用、著作権付き資料の無許可での使用または複製、あるいは、有効な特許権の故意による侵害は禁じられている。

外部コミュニケーション

SGSは、株式を公開している企業であるから、投資家が適宜の投資を可能とする財務資料の開示義務を果たしている。SGSは、その株主や投資家、市場、そしてコミュニティ全体に、首尾一貫し、正確で透明性が確保された、明確な情報を提供する。SGSやその事業および財政実績に関する、株主、投資家、メディア、および公衆への情報の伝達は、公認された人物によってのみ遂行されなければならない。いずれの従業員も、明確な承認を受けていない限り、SGSを代表して、メディア、財務アナリスト、現在もしくは見込まれる投資家に対して、SGSに関する情報を説明したり開示したりしてはならない。また、SGSを代表して公式声明を発表してはならない。宗教や政治に関する個人的な意見、あるいは、何らかの形式による異議申し立て内容の個人的な意見を、SGSのレターヘッド付き便せんまたはEメールで表明することは禁じられる。あるいは、そのような意見や資料がSGSに帰属するように考えられる可能性のある、他の何らかの文脈で表明することはできない。SGSの従業員は、オンライン・ディスカッションフォーラムやソーシャルメディアに参加する場合、この行動規範とSGSソーシャルメディア方針を遵守しなければならない。

インサイダー取引の禁止

SGSの従業員は、SGS、その顧客もしくは供給業者に関する非公開情報に基づいて、個人的な投資を行ったりまたはビジネスチャンスを獲得したりしてはならない。SGSの従業員は、もし、その情報が公になった場合、SGSの株価に多大な影響を及ぼす非公開の内部情報を得る一方で、SGSによって発行された株式、オプション、その他の証券の取引を行ってはならない。証券取引所規則に従ってSGSによって公式に開示されたものでないなら、そのような情報は非公開情報である。一般的に、インサイダー情報には、非公開の財務結果、グループの戦略計画案、企業買収に関する提案、および計画されている上級経営者の異動などが含まれる。これらの分類に当てはまる可能性のある、何らかの形式による取引を実施する前に、SGSの法務担当者からのアドバイスを求めなければならない。

SGSは、業務の遂行中にしばしば、顧客や第三者に関する重要な非公開情報を得ることがある。従業員は、そのような機密情報を得る一方で、顧客や第三者の株式を取引することは禁じられる。SGSで就労する中で取得したインサイダー情報に基づいて、第三者や近い関係にある人物に、そのような情報を流したり、投資のヒントを提供したりすることは禁じられる。

法令遵守(コンプライアンス)

SGSは、事業を展開する各国の適用法令に従う。当社業務の様々な側面に関わる法令は、複雑であるかもしれない。従業員は、企業自体に適用される規則と従業員個人に適用される規則の両方を知っておく必要があり疑問があれば、SGSの法務担当者に助言を求めなければならない。法律を無視することは許されない。

この行動規範やSGSの方針の方が、適用法令に規定された基準よりも厳格である場合、従業員は、より厳格な方の基準に従わなければならない。この行動規範と適用法令とが背反し、どのように解決すべきか困惑した場合は、指針を示すよう求めるべきである。

SGSの従業員は、業務に従事する中で、規制機関や政府の職員から、SGSが手がける調査に関連した業務委託を受けることもある。資料や文書を開示するよう非公式な要求があったなら、従業員は、SGSの法務担当者に助言を求めなければならない。いかなる状況下であろうとも、SGSの代理を務める者は誰であろうとも、合法的な調査に際し、これをミスリードしたり、証拠を隠蔽したり、文書を破棄したり、あるいは、これを妨害してはならない。

実行状況の監視

この行動規範は、SGSの業務評議会および取締役会によって承認された。取締役会に設置された「専門家としての行動規範委員会」(THE PROFESSIONAL CONDUCT COM-MITTEE)は、規範違反について定期的に報告を受け、実行状況を監視する。この行動規範は、2012年2月から実施され、これをもって2004年発行の旧版に取って代わる。SGSグループ会社には、書面をもってあらかじめチーフ・コンプライアンス・オフィサーの承認を得て、この規範によって取り扱われている分野について、より詳細な、または、より拘束力のある方針を採用する権限が認められている。

コンプライアンス担当の連絡先

SGS Group Management Ltd.1,Place des Alpes, P.O Box2152,

integrityhelpline.sgs.com

Tel+41(0)227399100 Fax+41(0)227399881(業務時間中対応)

SGSの行動規範の実践に建設的に取り組まれているすべての従業員およびステークホルダーの皆様へ深謝申し上げます。

WWW.SGS.COM

WHEN YOU NEED TO BE SURE

